

令和元年 8 月 28 日開催

特定外来生物等分類群専門家グループ会合（第 11 回昆虫類等陸生節足動物）

専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物） 議論の概要

1. 特定外来生物の指定について

- 被害の未然防止効果が高いものという視点から、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として、原案のヒアリ類（ヒアリ、アカカミアリを含む 4 種群 23 種及び各種間の交雑個体）とハヤトゲフシアリ 1 種を指定することに異議なし。
- ハヤトゲフシアリは現在 16 亜種に分けられているが、分類学的再検討が必要とされている。ただし、ハヤトゲフシアリ *Lepisiota frauenfeldi* として種で指定することで、警戒の範囲は十分満たされる。

2. 指定後の措置について

- ヒアリ類についてはこれまでに「ヒアリ」、「アカカミアリ」として指定されている。今後 4 つの種群名で指定され、個別の種名で表記されなくなった場合でも、混乱が生じないように留意が必要。

3. その他

- 2018 年 1 月に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリの防除については、初動の対応は良かったが、有効な防除手法の開発が進んでおらず被害が拡大している。状況は深刻で、薬剤等の技術開発とリスク評価が喫緊の課題であり、農水省、国交省、文化庁と連携・協力して進めていくことが必要。
- 近年、国内で様々な外来昆虫類が新たに確認されている。西表島、石垣島で確認されている台湾ツヤボシハンミョウは、竹富町の自然環境保護条例で指定外来生物に指定されており、肉食性のため注意が必要。

専門家グループ会合（無脊椎動物） 議論の概要（1）

1. 特定外来生物の指定について

- 被害の未然防止効果が高いものという視点から、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として、原案の 3 種（ミステリークレイフィッシュ、スロウザリガニ、ディケロガンマルス・ヴィルロスス）を指定することに異議なし。
- モクズガニを除くモクズガニ属の全種が特定外来生物に指定されていたが、その後、小笠原諸島に生息するものが固有の新種オガサワラモクズガニとして記載されたため、指定対象から除くことを明記することに異議なし。
- ミステリークレイフィッシュは、海外ではマーモクレブスやマーブルドクレイフィッシュなどの名称で流通しているため、指定時の名称にはこれらも併記する必要がある。

2. 指定後の措置について

- ミステリークレイフィッシュはかなりの個体数が流通しているため、指定された際に遺棄等が生じないように対策が重要。
- 飼養許可申請の際、ザリガニ類の個体識別措置は写真によることとなるが、現実的には写真での識別は困難であるため、今後個体識別手法の検討が必要。
- 外国産ザリガニ類の輸入に対する一番の懸念は病原体（ザリガニペスト）の媒介であり、将来的にはザリガニ類の輸入を全て規制することについても検討が必要。
- ディケロガンマルス・ヴィルロススのように、専門家が少なく一般に知られていない生物についてはモニタリング手法や体制づくりが課題。

3. その他

- ザリガニ類では、本来国内には存在していないはずの未判定外来生物の指定種が国内流通していることから、その扱いについて検討が必要。
- アメリカザリガニを特定外来生物に指定することは弊害もあり現状では困難であるが、何らかの規制や方策について検討が必要。
- モクズガニのように種の分類は流動的なものであるため、これをフォローできるような形での指定の仕方について検討が必要。

専門家グループ会合（無脊椎動物） 議論の概要（2）

1. 特定外来生物の指定について

- 未判定外来生物の輸入の届出が出されたザリガニ類 25 種類(3 属、22 種)については、生態的特性、被害に係る科学的知見及び近年の流通実態から、特定外来生物に指定することが妥当。
- 届出のあった 25 種類のみを指定すればその他の種が流通することが予想されるが、外国産のザリガニ類には共通する潜在的なリスクがある。そのため、届出のあった種のみを指定するのでは不十分であり、現在、未判定外来生物とされている全てのザリガニ類を特定外来生物に指定することが妥当。

2. 指定後の措置について

- 今回の指定対象には含まれないアメリカザリガニについても、その取扱いの検討について早期に取り組む必要がある。
- 今回指定する種と併せてアメリカザリガニについても普及啓発を強化する。

3. その他

- 近年、ザリガニ類の分類が更新され、ニホンザリガニが含まれるアジアザリガニ科が新たに位置付けられた。また、かつて *Orconectes* 属に含まれていた種の大部分（特定外来生物のラスティークレイフィッシュ *Orconectes rusticus* も含む）が *Faxonius* 属に移行した。
- 輸入が規制されている未判定外来生物が国内で流通している実態が見られることから、未判定外来生物指定時に既に流通していたか、指定後に違法に輸入された可能性が想定される。経緯を可能な限り精査し、有効な監視の在り方についても検討する必要がある。

専門家グループ会合（植物） 議論の概要

1. 特定外来生物の指定について

- 国内で確認されているエフクレタヌキモについては、前回（H28）のグループ会合で *Utricularia inflata* として指定を検討したが、その後、分類が再検討され、*U. inflata* とは形態的、遺伝的に違いがあり、ウトウリクラリア・プラテンシス *U. platensis* と多くの特徴が共通することから、*U. cf. platensis* に学名が変更された。これを踏まえ、形態的、生態的に類似しており、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として、原案の 3 種を指定することに異議なし。
- 種類名証明書が必要な種は、原案のタヌキモ属の全種では広すぎるため、再検討が必要。

2. 指定後の措置について

- これまでエフクレタヌキモはウトウリクラリア・インフラタ *U. inflata* として流通してきた実態があるため、和名、学名、流通名などで混乱を招かないように留意する必要がある。また、3 種の見分け方も含めた情報提供や普及啓発を行うことが重要。
- 申請の手間や処分を避けて、遺棄等が発生しないよう対策が検討できないか。

3. その他

- タヌキモ属の中には、他にも問題のある種があるため今後も検討が必要。